

裁 決 書

三重県 [REDACTED]
審査請求人 [REDACTED] 様

処分庁 [REDACTED] 福祉事務所長 様

審査請求人が平成 28 年 11 月 24 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 26 条の規定に基づく平成 28 年 10 月 19 日付け生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成 22 年 1 月 8 日、審査請求人は、弟名義である [REDACTED] 内の一軒家に居住し、収入が最低生活費に満たないとして保護申請し開始となった。
- 2 平成 25 年 10 月以降、本人申告により企業年金遡及分の収入を認定していたが、平成 28 年度課税調査により年額に相違があった。
- 3 平成 28 年 8 月 31 日に処分庁が審査請求人宅を訪問して、企業年金の支給金額を確認できる書類の提出を指導し、平成 28 年 9 月 16 日に審査請求人から提出された企業年金の金額確認のための通帳(写)を精査したところ、平成 27 年 7 月 14 日付けで別居している妻名義の振込が確認された。遡り通帳を確認した結果、平成 25 年 2 月 19 日より数度にわたり合計 192,000 円の振込が確認された。
- 4 審査請求人は保護申請時に妻とは断絶状態であったと申し出ていたが、処分庁は断絶状態ではないと判断し扶養調査を行った結果、平成 28 年 10 月 11 日、妻より毎月 5,000～10,000 円の支援を行うとの回答があった。
- 5 平成 28 年 10 月 19 日、処分庁は、ケース検討会により審査請求人の最低生活費と収入を比較した結果、最低生活を賄える収入があるものと認め、審査請求人の生活保護を廃止することを決定した。
- 6 審査請求人は、平成 28 年 11 月 24 日、三重県知事に対し、本件処分の取消

しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、弟名義である住居について、保護申請時に家賃を（1万円に）下げてもらったものの生活扶助費から支払っているため、（年金収入と）別居している妻からの援助を合わせても生活が成り立たないことから、廃止決定の取消しを求める、というものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人が居住する弟名義である住居の家賃について、生活保護に優先して行われるべき扶養義務者の所有の物件であり、扶養義務者への支払いは法第85条に鑑み不相当と判断したことから、家賃無償化または減額交渉を指示し、審査請求人から本件審査請求までの間、かかる判断についての異論はなかったことを根拠に、住宅扶助と認定していないことについて違法または不当な点は存在しない旨主張している。

なお、審査請求人に対する扶養義務者による住宅費の援助が全額でないことを平成28年9月23日に出された家賃（地代）証明書によって確認している。

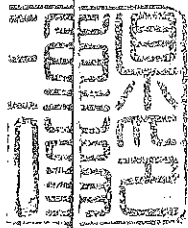
また、断絶状態であると認定していた妻より支援を行うと回答の提出があり、その結果、最低生活を賄える収入があるものと認められることから、本件処分については法第26条の規定に基づき適正になされたものである旨主張している。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定され、同条第2項では「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されている。また、同条3項では、「前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」と規定されている。

さらに、法第8条第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品



で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定され、同条第2項では、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定されている。そして、具体的な基準は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)によって、また、生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号 厚生事務次官通知)によって定められている。

- (2) 上記のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める保護の基準に基づいて行うことが法定されており、適正な処分であるかは、原処分が、該当する級地区分の経常的最低生活費、臨時的最低生活費及びその他必要な扶助費等の基準に基づいているか否かによって判断されるべきである。

2 保護の要否判定上の最低生活費及び収入充当額の認定並びに保護の要否判定について

本件処分において、弁明書によると上記の保護の基準に基づき、審査請求人の最低生活費は、級地区分3級地-1の基準生活費として62,960円、住宅費の認定は無、介護保険料2,625円(第1段階)、国民健康保険料1,367円(7割軽減)、医療費自己負担分として6,242円(レセプト実績から2医院1薬局と仮定し2割負担)、合計73,194円と算定し、判断基準としている。そして、収入充当額として認定された老齢年金65,788円、妻からの仕送り5,000~10,000円、合計70,788~75,788円との対比により、保護の要否判定を行い、急迫した事由はなく、最低生活を賄える収入があるものと認められるため法第26条により保護の廃止を決定している。

しかしながら、処分庁においては、前述の法第4条第1項及び第2項、並びに法第8条第1項に基づき保護の要否判定が行われるべきところ、審査請求人に対する扶養義務者による住宅費の援助が全額でないことが家賃(地代)証明書にて確認できるにもかかわらず、扶養義務者への扶養義務照会の返答や扶養義務者の資力を確認しないまま、家主である弟への家賃無償化または減額交渉を求める指示のみで、住宅費を除き最低生活費の算定を行っている。

保護の基準に基づき審査請求人の最低生活費を算定すると、住宅扶助相当額の10,000円を加えた合計は83,194円となり、収入充当額及び仕送りの合計70,788~75,788円と対比すると、7,406~12,406円が不足し保護を要する状態となる。処分庁による住宅費の無認定は、法が目的とする最低限度の生活を保

障するための保護の基準に基づき適正に算定しているとはいえない、違法な処分であると認められる。

結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 30 年 3 月 28 日

審査庁 三重県知事 鈴木 英敏

